

【政策提言】

京都市における「ふん害」対策の提案



京都市会議員 吉田孝雄

2014 年 7 月

《目 次》

1. 「ふん害」対策に取り組むきっかけ	3
2. 聞き取り調査	6
3. 現地調査	8
4. 欧州諸国の調査	12
5. 議会における提言活動	18
6. 京都市の「ふん害」対策の前進	20
7. 今後の政策提言	21
あとがき	25
【添付資料】	
(1) 議会質問摘録	26
(2) 他都市の「ふん害」対策条例	40

《凡例》

本書で「ふん害」と記載する場合は、次のことをいうものとする。

- ① 犬や猫のふん尿を飼い主が処分せずに、路上や公園等の公共の場所に放置したまま汚された状態になっていること。
- ② ハトなどの鳥類およびネズミ等の野生動物のふん尿は含まない。飼い主に飼養されているペット（愛護動物）に限定する。

1. 「ふん害」対策に取り組むきっかけ

(1) 市会議員団室への1本の電話（22年秋）

平成22年の9月定例会で、京都市の歴史で初の議員提案政策条例「京都市自転車安心安全条例」が制定されたのを受け、公明党京都市会議員団は11年18日付で議員団ニュース『京都のミカタ 第4号』を発刊し、広報周知に努めた。私が「ふん害」に取り組むことになったのは、その夜に議員団室に入った1本の電話を受けたことがきっかけであった。

内容は、「自転車条例をつくって頑張ったのは評価したい。しかし、それで終わりでは駄目である。城陽市のように「ふん害」の対策を条例化してもらいたい」という趣旨の励ましであった。

当然のことながら、条例は作っただけで何もしなければ自己満足で終わってしまう。綿密にフォローアップすることは言うまでもない。同時に、議員提案条例に挑戦した理由の1つは「議会改革」の突破口を開くためであったので、議員の本格的な政策立案に対する市民の期待を裏切ってはならない。その思いから、「自転車安全」対策に続く第2弾として、「ふん害」対策に着手したのである。



（２）市民要望収集活動（２２年冬）

平成 22 年の秋から翌年にかけて、公明党员さんや後援会の方々の中から、「政治への不信」を払しょくする機運を盛り上げようではないかという声が起こり、勝手連的に「上京区の庶民の切実な声を積極的に集めよう」との趣旨で市民要望をカード化して収集していく運動を展開した。

その結果、最も多かったのは、カーブミラーや道路補修などの「地域の安心安全」と、医療や介護などの「社会保障政策」であり、その次には具体的な政策課題が続いた。その中で、「ごみ」と「自転車」について３番目に多かったのが、「ふん害」であった。

分析すると、中立・滋野・京極学区が多かったので、紹介者にお聞きしたところ京都御苑の周辺に居住される方々の声であることが分かった。また仁和学区でも公園の近隣にお住いの方からの声があった。

そこで、上京区に限定されるのではなく、梅小路公園や宝が池公園をはじめとする大型公園や河川敷など、『犬の散歩ルート』に共通する課題ではないかと思い、対策の必要性を確認することになった。

（なお、3 月の震災以降は、当然のことながら「防災問題」が急激に増加したことを付記させて頂く）

（３）京都市動物愛護管理計画を調査（２３年春）

平成 21 年 4 月に策定された「京都市動物愛護管理計画」に、「犬・猫の苦情等に関する現況」が報告されているので、以下に引用する。

「犬や猫に関する苦情件数は、毎年それぞれ約 1, 0 0 0 件程度が保健所等に寄せられています。1 0 年前と比べ、総件数、苦情内容の傾向に大きな変化は見られませんが、猫への苦情が犬に比べて約 1. 5 倍に増えています。苦情内容としては、所有者不明猫へのエサやりに伴う臭気や庭荒らしの苦情、犬の散歩時に糞を始末しない飼い主への苦情が増えています。」（第 2 章：京都市における動物愛護管理の現状と課題）

ここで注目すべきは、文章上は「犬の散歩時に糞を始末しない飼い主への苦情」に言及しているが、集計の一覧表には項目が無いという事実である。「臭気」や「家屋等荒らし」はあるが、「その他の苦情」に含まれているだけで、明確に把握していない。ちなみに、「その他の苦情」は、平成 7 年には 34 件であったが、平成 18 年には 10 倍近い 328 件になっている。項目を増設するなど踏み込んだ分析を行う必要性を痛感し、行政が今以上に重視して具体策を検討すべき課題ではないかとの問題意識を抱いた次第である。

（４）動物愛護団体の方々との意見交換でも重要性を実感（２３～２４年）

議員として活動を開始して以降、地元の方からの紹介で動物愛護団体の方々と懇意にさせて頂いている。その方々に「ふん害」について意見を聞くと、対策の重要性を指摘され、特に若い世代の方からの関心が増えているとのこと。

実際に、平成 24 年に上京区内で開催されたイベントでは、ふん尿の放置を戒める内容の手作りポスターやチラシも展示されていた。



2. 聞き取り調査

「調査なくして発言なし」が、現場第一主義の公明党の誇るべき伝統である。日常的に展開している「爽やか訪問対話活動」の中で、「ふん害」の話題に触れて聞き取り調査を実施したところ、興味深い傾向性が見い出された。下記の 3 つのカテゴリーに分類して報告したい。

(1) 企業・店舗の声

- ①上京区東部の京都御苑周辺に位置する数社の企業を訪問し、様々な政策課題について意見を聴取した際に、当方から「ふん害」について聞くと、例外なく「見かけた」との反応があった。ただし、積極的に片づけたり行政等に通報するなどの対応をされることはなかった。
- ②上京区西北部の乾隆学区の店舗では、対話中に先方から「ふん害」について話題を投げかけられた。前述の要望カードには無かった地域であったので意外だったが、詳しく聞くと店の前に放置されている実態が多いため保健センターに通報したら、「自分で処理するように」と言われたので、その後は発見しても通報していないとのこと。行政側の熱意を感じられない対応に憤っておられた。朝の開店時に発見するため、深夜あるいは早朝に被害を受けていると思われる。
- ③上京区西南部の仁和学区の企業では、塀に写真のような張り紙があった。経営者に聞くと「あまりに頻発するので、業を煮やして貼った」とのこと。半分あきらめの心境とのことで、しばらくして外されていた。自助努力をしてもマナー違反者には通用しないという一例ではないだろうか。



(2) 主婦・学生の声

- ①上京区東北部の室町学区在住の主婦は、私が「ふん害」を調査していると知ると、「昔と比べたら少ないと思うが、その分、悪質な人は常習性があり、迷惑をかけていることを認識していない」と強い口調で訴えた。その後、井戸端会議で「ふん害」の話題を出すと、近所の人は例外なく目撃しており何らかの対策が必要との声が上がったとのことであった。
- ②自転車通学している何人かの高校生や大学生に聞いたところ、登校時に1週間に複数回の頻度で路上のふん尿を目撃するとのことであった。夕方下校時には気づかないということで、近所の人が水で流したのかもしれないとのこと。
- ③私が居住する出水平学区の小学生に聞くと、登校時にはほぼ毎日、通学路にふん尿が落ちていたとのこと。自転車ではなく徒歩なので気づき易いのではないかとと思われる。

(3) 上京区外の声

- ①西京区在住の知人に聞くと、洛西ニュータウンではふん尿の放置は目立っているとの回答であり、「周辺の市民もあきらめているのか、感覚がマヒしているのではないか」と分析していた。
- ②その後、議会の場で「ふん害」について取り上げることが出てきて以降、他の行政区の議員から声をかけられるようになり、ある議員は自宅前に連日のようにふん尿が放置されているとの被害を語っていた。
- ③平成 25 年には、公明党以外の会派の議員も、委員会の場で「ふん害」対策を取り上げるようになり、同年 11 月に開催された「海外行政調査報告会」の質疑応答でも、市民から寄せられた「ふん害」についての意見が表明された。

◎聞き取り調査で明らかになった傾向性

- ①「ふん害」の実態は、行政に通報する件数よりもはるかに多いが、目にした市民の多くは不快に感じつつも深刻に考えていない。
- ②自分の家の前に放置されるなどの「実害」に遭った場合は、大いに憤慨し行政や議員に対処を依頼するケースがあるが、自分で処理するケースが多い。
- ③深夜や早朝の時間帯に犬を散歩に連れ出す飼い主の中で、不心得の人が「ふん害」をもたらしている。
- ④路上、公園、河川敷などで多く見受けられるが、これらは行政の所管が別々であり、結果として「ふん害」対策の主体が不明確になっている。

3. 現地調査

地域を歩いて現場の実態を調査した。路上では地元学区をくまなく歩いて調査した。公園は上京区内を自転車で回った。結果として、目を凝らして歩けば少なくない頻度で発見するに至った。ここに紹介する写真は一部である。あまり気持ち良いものではないが、事実の証明であるため掲載させていただく。

(1) 出水学区を集中調査



智恵光院丸太町（事務所前）には、複数回ふん尿が放置されていた。

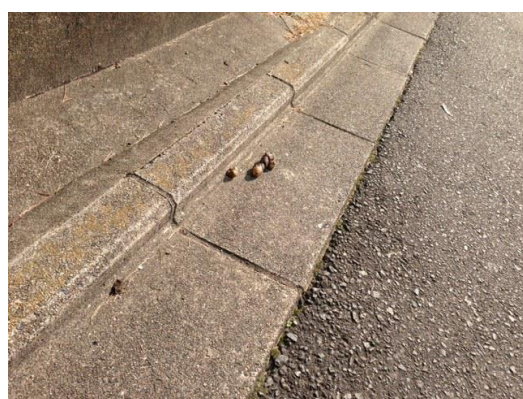


新出水浄福寺周辺(左)や、榎木町智恵光院周辺（右）は路側帯に放置。



二条城北小学校周辺には複数の日に複数個所で発見した。路側帯や歩道内なので誰かが踏んでしまっている。

(2) 上京区の公園周辺を現地調査



鶴山公園（京極学区）近所の通り抜け箇所看板（左）、右は中村公園（出水学区）前で発見。ここは何度も放置されていた。



西陣公園（西陣学区）や天神公園（成逸学区）でも看板で注意を喚起。

(3) 駅前の現地調査



地下鉄二条城前駅の自転車放置の取材中に、ふん尿がタイヤで擦られた跡を発見。

(4) 城陽市現地調査



平成 25 年 8 月に、全国で初めて罰則付きの「ふん害」対策条例を施行した京都府城陽市を現地調査。駅前や公園周辺、大型公共施設の周辺を歩いたが、全くふん尿は放置されていなかった。すれ違う散歩中の飼い主はみな片手に処理具を携行していた。複数個所に共通の看板が掲示されていた。

城陽市議会議員と会い意見交換したが、「ふん害」に関する苦情や要望は特に、寄せられていないとのことであった。

(5) 西京極総合運動公園を現地調査

平成 26 年 4 月に、西京極総合運動公園を訪れた際に、「犬のウンチポストです。ご利用下さい」と明記した『エチケットポスト』を見つけた。



分かりやすいイラスト看板の傍らに、ビニールのロール付のポストがある。



注意喚起の看板は、「飼い主の責任です」という強い言い回し。

◎現地調査で得た知見

- ①自転車や車などではなく、地域を注意深く歩くと、ほとんどの場所で放置されているふん尿を発見した。歩いて登校する小学生の証言が裏付けられた。
- ②公園の周辺も数多く発見したが、全ての公園内で発見することはなかった。地域の公園愛護会ボランティアの皆さんの努力に敬意を表したい。ただし、看板が例外なく設置されているということは、注意を喚起せざるを得ない実態があることを裏付けている。
- ③城陽市では数時間のみの調査であったが、放置されたふん尿を発見することはなかった。条例が一定の効果を発揮しているのではないだろうか。
- ④西京極総合運動公園に設置されている「エチケットポスト」は有効ではないだろうか。先行事例として研究に値すると考える。

4. 欧州諸国の調査

平成 25 年（2013）7 月 28 日から 8 月 5 日まで、京都市会海外行政調査団の一員として、ドイツ・フランス・イギリスの「動物愛護政策」「ふん害対策」を学んだ。下記に「ふん害」に関する知見を紹介させて頂く。

（メインの視察目である「動物愛護政策」や独自に視察した「自転車レーン」などの詳細は別に個人でレポートを作成しているので参照されたい）

（1）7 月 29 日（ドイツ・ベルリン市内）

地元在住の獣医師でドッグジャーナリストのアルシャー京子先生にご案内いただき、市内を現地調査する際に実態をヒアリングした。

ドイツでは公共マナー徹底されているので、アスファルトの路面にはふん尿を放置しないとのことで、市内は確かにキレイであった。また、条例で飼い主の傷害保険義務を規定し、糞を放置した場合は罰金 35 ユーロが科されるとのことである。



市内を歩くと、ポスト型の公共ゴミ箱に糞を入れても OK。イラストにふん尿を入れるビニールが描かれている。設置数は郵便ポストよりも多いとのこと。

（2）7 月 30 日（ティアハイムベルリン）

世界最高レベルの動物保護施設であるティアハイムベルリンを訪問。16 万 m²という広大な敷地に、動物保護スペース以外に、300 人収容の多目的ホールや医療センター、検疫所、ドッグランなどが完備。京都動物愛護センターの開設を控える本市にとって、絶好のモデルであり目標である。



ティアハイムの一角に「ふん処理専用ポスト」が設置されていた。

(3) 8月1日（フランス・パリ市役所）



糞対策PJ 責任者レジス・ルルー課長（写真左）から、パリ市における犬猫の飼養状況と「ふん害」の対策を具体的に調査。

世界有数の観光都市パリでは、ふん尿の排泄が1日9～12tもあり、景観を損なう「ふん害」への対策に早くから着目し、1984年より本格的な活動に着手した。内容は以下の通り。

- ①歩道と車道の間にある側溝（カニゴー）にホウキではきこむ。毎日、中水道を開栓し流して青い作業服の職員が下水道に流し込むが、自転車や歩行者の迷惑になるとの理由などで2000年に取りやめた。



- ② **モトクロット（糞処理専用バイク）** でバキューム作業を 1984 年から実施したが、コストに見合うものでないとの理由で、2002 年に廃止した。



- ③ **小規模公園に専用トイレ「カニゼット」** を設置したが、砂利などの臭気対策コストが大変で、費用対効果でロスがあると問題視された。朝と夜に散歩する際に、犬は「カニゼット」の場所まで待てずに路上で排出するケースがほとんどであり、市民側も近所にカニゼットができることに否定的であったこともあり、飼い主が責任を持って処理することがよいとの結論が出た。

- ④ **「糞処理専用スタンド」** 社会実験を 2002 年から 2 年間実施したが、スタンドの維持費等で費用対効果が見込めずに撤退した。

様々な具体的施策にチャレンジする実行力に驚いた。やる前から「失敗したら責任を追及されるのでは」というような後ろ向きな国民性ではないので、中途半端でなく徹底した取り組みが可能であったのではないだろうか。

⑤ 条例を改正し、日常パトロールを強化し、罰則を科す

これらの具体的な「実験」の結果、行政が何かを作るのではなく、「飼い主が責任を持って処理する」ことが一番よいと結論が出て、これがひろく市民に認知された。そこで、条例を改正して飼い主が処理することを義務付け、日常パトロール 80 人体制で実施するとともに罰則を強化した。

具体的には、2002 年は年間 4,300 件の罰金刑を施行したが、2012 年は 2,300 件と減少。罰金額は、当初 183 ユーロであったが、2011 年より 35 ユーロに値下げしたとのこと。

ルルー氏によると、このような一連の施策を積み重ねた結果、飼い主の意識が深化し、ほとんどの飼い主が持ち帰っているようになった。

その要因は、罰金を科すだけでなく、一般市民の飼い主への視線がシビアになり、ふんを放置する飼い主に対し見て見ぬふりをせずに直接指摘するケースがあることが大きいとのことであった。

⑥ 広報周知を拡大



同時に、**大型ポスターで大々的にキャンペーン**を実施し、目を引く工夫がされる啓発活動を継続している。子どものままごとや車いすをモチーフにするなど、芸術の都らしくエスプリの効いたデザインには驚くばかり。

⑦現在は、飼い主は家に持ち込まなくても良いように、**市内 3 万ヶ所に透明のビニール袋を 8 m 間隔で設置**し、パリ市衛生局が毎日収集している。



飼い主への規制を強化するだけでなく、メリットも提供するという発想は、極めて重要ではないだろうか。ビニール袋は景観上いかがなものかという否定的意見もあるが、国際観光都市パリ市で効果を発揮し、広く市民に受け入れられている点を軽視できないのではないか。これを参考にして、京都らしい対策を検討するべきであると考える。

(4) 8 月 3 日 (イギリス・ロンドン市)

有名はハイドパークに近い広大な公園ケンジントンガーデンを視察。



①いくつかの場所に、ふんが落ちていた。アルシャー先生によると、ドイツでも一般の路上（アスファルト）にはないが、公園のような土の上には時折落ちていたとのこと。だからこそ、糞専用のポストがあるのではないか。

②犬のマーク入りのふん専用ポストがあり、そのとなりに一般のゴミ箱があった。



③通りすがりの愛犬家に声をかけたところ、快く様々な質問に笑顔で答えていただいた。公園内では一部を除くリードを外してもOKとのことで、犬がストレスを感じて人間にぶついたり他の犬と吠えあったりしないためであるとのことであった。



ふんの処理についてお聞きすると、公園内でリードを外すよう申し入れる運動の際に、ふんを処理することを条件に要求を勝ち取ったとのこと。ただ、行政側も、ふん専用ポストを設置してくれたという話である。私が、「ふんを公園内に捨てずに家に持ち帰らねばならないと行政が規制したらどうなりますか？」と聞くと、「そんなことになれば、ふんの放置が増える」と明快に見解を述べてくれた。

5. 議会における提言活動

平成23年から、聞き取り調査や現地調査を踏まえて、議会で質疑を行なった。当初は所属している常任委員会での質疑であったが、予算委員会の総括質疑で取り上げた際は、前向きで具体的な答弁が出るなど大きく前進し、本会議代表質疑で一定の成果を挙げることとなった。下記に概略を抜粋させていただく。詳細の質疑内容は、巻末に添付している摘録概要版をご参照いただきたい。

(1) 23年1月教育福祉委員会

吉田が京都市としての「ふん害」対策の実情を質すと、保健福祉局保健衛生推進室部長は「飼い主のモラル」を喚起する啓発に取り組んでいると回答。「ふん害」に関する通報件数を聞いたが、詳細の内訳は手元に無いとのこと。他都市の「ふん害対策条例」を紹介し、法整備を含めた具体的取り組みを求めたところ、環境保全の観点から「研究する」との答弁にとどまった。

(2) 24年5月まちづくり委員会

公園を所管する建設局に、「ふん害」の苦情等の把握状況を聞くと、水と緑環境部長が砂場の不衛生や放し飼いについての苦情はあるが具体的な数字は把握していないと答弁。市民から寄せられる声は多くないが潜在的な要望は無視できないと指摘したうえで、局の壁を越えた情報交換などの連携を図るべきと提言した。



(3) 25年3月予算特別委員会

市長・副市長に対する総括質疑の場で、「ふん害」への問題意識が深まり、公園愛護会や子育て世代などから要望が寄せられているので、局の壁を超えたプロジェクトチームを設置するべきと求めたのに対し、星川副市長は複数の部局が融合して実態に合った対策を進めると明言した。



(4) 25年4月くらし環境委員会

区役所を所管する文化市民局に対し、市民に身近な区役所と保健センターが連携して情報共有を図るべきと主張したところ、以前はできていなかった詳細の苦情件数を、昨年度から把握していると答弁。一歩前進している手応えを感じたので、予算委員会で訴えた庁内横断のプロジェクトチームが設置されるのを機に、緻密な情報交換の重要性を訴えた。

(5) 26年2月本会議代表質問

集大成と位置付けた本会議質疑。「ふん害」対策を訴えてきた結果として、12月に庁内横断の「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」が発足したことを評価したうえで、市民のニーズに適合した施策を展開するためのアンケート調査の活用を提言。具体策の検討とともに、実効力ある条例制定に着手するよう求めたところ、門川市長は「人と動物が共生する潤いある豊かな社会」を目指して、マナー違反を許さない機運の醸成と具体的な方策の制定を急ぐとともに、条例制定を検討すると明言した。



6. 京都市の「ふん害」対策の前進

(1) 「ふん害」の苦情・要望件数を把握

平成 23 年から 24 年にかけて常任委員会質疑において件数を尋ねたところ、把握していないとの答弁であったが、特別委員会の場合でも取り上げたこともあって、25 年 3 月の総括質疑では星川副市長から、「犬、猫のふん尿に関する苦情、これは多数寄せられております。犬は、いま紹介がありましたように 400 件、猫については 700 件と。犬、猫に関する苦情のうちのかなり、6 割・7 割がこの苦情でございます」との具体的な答弁があった。実態の把握が進んだと受け止めることができる。

(2) 庁内 P J チーム発足

平成 25 年 12 月 1 日付で、「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」が発足。リーダーには保健福祉局保健医療担当局長が就き、サブリーダーは、環境政策局循環型社会推進部長・保健福祉局保健衛生推進室長・保健福祉局生活衛生担当部長の 3 名の体制で、ワーキンググループを 2 つに分け、①抑止対策（原因者を出さないための取り組み）と②除去対策（放置されたふんを除去する取り組み）を具体的に検討。26 年度上半期時点では今後の方向を検討している段階である。

同時期の設置された他の P J チーム（ごみ屋敷とペット霊園）は具体的に進捗しているが、犬猫ふん尿対策チームは少し遅れている印象である。

(3) 市民アンケート調査

門川市長は、2 月 21 日の本会議代表質疑における私の質問に対して、「プロジェクトチームでは（略）本市においてこれまで実施してきた取組や全国各地の事例の検証を行うとともに、地域での実態やふん尿被害に関する意識等を把握するため市民アンケート調査を実施することといたしております。これらの結果を踏まえ、京都の市民力・地域力を生かして、飼い主の意識を変革させる働き掛けやマナー違反を許さない機運の醸成、発生したふん尿の除去等、有効な方策をできるだけ早期に実施するとともに、こうした対策の実効性を高めるため条例の在り方についても検討を進めてまいります」と明言した。

それを受けて、市民アンケート調査を 26 年 3 月下旬に実施し、約 1,000 件の回答があったとのことである。

7. 今後の政策提言

(1) 「ふん害対策条例」を制定

- ① 環境省が平成 22 年 4 月に公表した資料によると、全国の市区町村で 2 6 6 自治体が「ふん害」を規制する条例を制定している。そのうち、人口 10 万以上が 7 7 であり、特別区が 1 0、政令市は名古屋市・堺市・浜松市の 3 市。この中に、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（昭和 56 年制定、平成 9 年改正。以下、「京都市美化推進条例」という。）は含まれていない。環境省は京都市が「ふん害」対策の条例を制定していないと認識しているということになる。
- ② 「京都市美化推進条例」では、「犬のふん」も規定されているが、下記のとおり不十分な点が多いので、部分的な改正ではなく「独立した条例」を新たに制定する必要がある。
 - a. 第 2 条の「定義」で、犬のふんが「飲料容器以外」に含まれ、重要視されていない。「飼い主」も規定もない。
 - b. 第 3 条の「本市の責務」に、「ふん害」予防の施策について明記していないうえ、「飼い主の責務」規定が抜けている。
 - c. 第 7 条の「投棄の禁止」に、「吸い殻等を捨ててはならない」とあるが、犬のふんを含むのであれば、「捨てる」ではなく、「放置する」も加えるべきではないか。
 - d. 第 29 条「罰則」で 30,000 円の罰金を課しているが、第 4 条の「吸い殻等」の定義において「犬のふんを除く」と明記されており、「ふん害」対策としては十分ではない。
- ③ 昭和 46 年に制定された「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」では、第 4 条（所有者の遵守事項）で、「犬の所有者等は、道路、公園、広場その他の公共の施設を飼い犬のふん便により汚さないようにしなければならない」と記載しているが、ふんを回収する器具等の携行が遵守規定に入っておらず、かつ「勧告」「命令」「罰則」等の規程もない。
- ④ 徳島県徳島市は、平成 13 年に「徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」を制定したが、「京都市美化条例」に似た内容であったため、市民からは実効力にかけると評価されている。施行翌年の「徳島新聞」には、「たばこの投げ捨てや犬のふん害は依然として後を絶たない。条例には罰則規定があるものの、適用例はない。市民一人ひとりのモラルに訴え

ているためだ。しかし、市民からは罰則適用など厳しい姿勢を望む声も強い」との記事が掲載された。教訓になる事例ではないか。

- ⑤京都府城陽市は、平成 17 年に「飼い犬のふん害の防止に関する条例」を制定したが、翌月の京都新聞で施行後 1 か月の成果を紹介している。
- a. ふんの回収袋を携帯していない人への指導が施行前に比べ激減した。
 - b. パトロール隊や市民が、ふんを放置した飼い主を特定したり、市職員が指導した事例はなかった。
 - c. ふんの回収袋を携帯していない人に対する指導は、6 月から 9 までに計 183 件あったが、条例施行後の 10 月は 1 件だけだった。

※徳島市との違いは次の 2 点と分析できる。

- ア. 城陽市は、市シルバー人材センターに委託し、週 2 回パトロールをしている。
- イ. パトロール隊が飼い主を特定し、市職員が口頭で指導するという「仕組み」を具体化している。条例で、指導・勧告・命令・罰金徴収という「段階」を明記している。

- ⑥京都市も「路上喫煙等の禁止等に関する条例」を平成19年に制定し、一定の成果を挙げているが、「施行規則」において、監視指導員を市長が任命して権限を付与している。「ふん害」対策条例の施行にあたって、これを参考していくべきと考える。

◎京都市が「ふん害対策条例」を検討するにあたって、次の各点に留意するべきと考える。

- a. 近年に制定した自治体では、「飼い犬」に限定せず、「飼い犬等」「愛護動物」と定義しているので、それを参考するにすべきである。
- b. 飼い主が遵守する事項に「公共の場所等」におけるふんの回収を規定しているが、「公共」の定義を広く市民にも周知する必要がある。
- c. ふんの回収だけでなく、尿で汚した場所を洗浄する規定も設けるべきである。
- d. 指導・勧告・命令・罰則という「段階」を踏んだ処置を明記するべきである。
- e. 「路上喫煙禁止条例」を参考にして、「施行規則」できめ細かく規定するとともに、施行するにあたっては、一足飛びではなく着実に段階を踏んでいく手法（過料や範囲拡大など）を踏襲することが大事である。

(2) 飼い主へのふん処理促進施策

- ①パリ市で学んだ知見であるが、厳しく規制するだけでなく、ふんの回収を促進する行政サービスを提供する必要性も実感した。



具体的には、パリ市では**市内 3 万ヶ所に透明のビニール袋を 8 m 間隔で設置**し、そこにふんを含むゴミを入れておけば、パリ市衛生局が毎日収集していくというものである。国際観光都市パリは、景観保全の観点から、路上に食べかすや吸い殻、犬等のふんが散乱しないためにコストをかけている。日本人の美意識という点から、同じようなビニール袋が適切かどうかは判断に苦しむが、いずれにしても、飼い主が家に持ち込まなくても良い施策は、検討する意義があるのではないだろうか。

- ②そこで、ベルリンやロンドンで設置されていたポスト型の公共ゴミ箱いわゆるふん専用ポストを、飼い犬を連れて散歩するコースの中で適当な場所に設置してはどうか。



西京極総合運動公園に設置されており、「ウンチポスト」「エチケットポスト」と、ネーミングも工夫されている。

公園からゴミ箱を撤去する流れであるのは承知しているが、「ポスト型」であれば家庭ゴミを持ち込んでも入らないのではないだろうか。

- ③まずは、大規模公園にふん専用ポストを設置し、効果が確認できたら、順次、中規模公園にも設置していきたい。また、国や京都府とも連携して河川敷にも設置していくことも視野に入れてはどうか。

(3)「ふん害」防止キャンペーンを実施

- ①自転車の不法駐輪防止や走行マナー向上を啓発するキャンペーンのように、繁華街や商店街などでチラシ入りティッシュを配布するなどの活動を実施する。
- ②自転車マナー向上や安全運転対策の一環として、自動車免許更新時の講習で自転車に言及するカリキュラム化が進められている。免許更新時という「強制的」な場で実施するという点と同じ趣旨で、狂犬病注射の場で「ふん害」防止を啓発するキャンペーンをタイアップしてはどうか。
- ③京都市が主催し定期的に行っている動物愛護イベントでも、「ふん害」防止を啓発するキャンペーンを組みこんでいく。

あとがき

2012年4月、「**京都市まちなか自転車走行環境提案書**」を門川市長や副市長、交通政策監ほかの執行部幹部に提出し、公式HPにアップしたところ、議会の場で政策提言を踏まえた議論を展開しただけでなく、他都市の議員さんから問い合わせを頂戴したり、弁護士会の方々から勉強会の講師として招へいしていただくなど、望外の波及があった。

政策提言の第2弾は、犬猫等のふん尿被害への対策をテーマとした。調査研究を始めたきっかけやその後の経緯については本文で触れたので繰り返さないが、地元上京区で現地調査を重ねただけでなく、2013年の夏に「京都市会海外行政調査団」の一員として、ドイツ・フランス・イギリスの動物愛護政策と「ふん害」対策を学ぶことができたこともあって、「京都市政に貢献してご恩返しを！」との想いをこめ、政策提言としてまとめた次第である。

「調査なくして発言なし」——公明党の誇るべき伝統である。「自転車安心安全条例」「交通安全基本条例」の策定に挑戦した時もこの精神が大きな威力を発揮したことは間違いないが、今回の「ふん害」対策については、議員提案政策条例という形式ではなく、庁内横断の「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」が設置され、優秀な人材が市民の意見を聴取して多角的に施策展開を始めている点を考慮し、条例制定も視野に入れたトータルの政策創造の一助にさせていただきたいと考えている。

議会活動の合間をぬっての作業のため、何度も挫折しそうになったが、多くの市民の皆さんが私を信じて切実な声を託していただいた事実を忘れずに踏ん張り、どうにか製本にまでこぎつけることができた。

論旨に独りよがりの点が多いことは否めないが、個人の資質不足の故であり、今後の飛躍のバネにしていきたいと決意している。

前回の政策提言に続いて、今回も現地調査に協力し、テープ起こし作業という気の遠くなる作業に従事してくれたスタッフの皆さんに心から感謝をささげたい。

【添付資料】（1）

●議会質問摘録

平成 2 3 年（2011） 1 月 2 4 日 教育福祉委員会

平成 2 4 年（2012） 5 月 2 2 日 まちづくり委員会

平成 2 5 年（2013） 3 月 1 3 日 予算特別委員会市長総括質疑

平成 2 5 年（2013） 4 月 2 3 日 くらし環境委員会

平成 2 6 年（2014） 2 月 2 1 日 本会議代表質疑

平成23年(2011) 1月24日 教育福祉委員会

◆吉田委員

(略) ここ数年、地域の野良猫のふん尿や騒音のトラブルに対しまして、抜本的な対策として、本市では「まちねこ活動支援事業」を推進されて大変好評を呼んでいるという新聞報道もありました。

また、公園におきましても、砂場に猫が入らないような柵が設けられている所も増えてきているということで、子育てのお母さんにとりましても、それらの行政の取り組みが大変心強く思われ、喜んでいただいています。

そのうえで、今度は、道に落ちているふんに対する取組であります。「ふん害」は多くの方々からも声をお聞きしております。以前も、私どもの議員団に電話が掛かってきまして、「道端に転がっている犬のふんに対してどのような対策をしているのか。何とかしてほしい」というお声がありました。

それを受けて、何人かの市民の方に色々お聞きしますと、やはり「ふん害」が出てきておるということで「何とかしてほしい」という御意見をしておられる方もいらっしゃいました。

そこで、京都市としての認識としては、現在、市内における「ふん害」はどのような声が上がってきて、どのような対策をしていらっしゃるのか、この点はいかがでしょうか。

◎石橋保健衛生推進室部長

一般の路上・公園等でのふん尿対策でございますけれども、これにつきましては、飽くまで、やはり飼い主の方のモラルということが大きい要因だと思っています。できるだけ飼い主の方に啓発活動をしておりますし、また掲示物を作って啓発を進めております。できるだけそういう地域が減るように、我々としても地道に取組をしていきたいと思っております。

◆吉田委員

20年、30年前は、公園とか路上でキャッチボールをやったりサッカーをやったりして、ころころとボールが転がってボールにふんが付いてしまったとかが記憶にありまして、それから比べますと、ここ最近ではモラルが向上していることもあって、減っていると思うんですけれども、ただ、やはりモラルを守られていない方がその分目立つのではないかと。みんなが心掛けておられ、マナーを守ろうとしておられる方が増えてきて、散歩するときにもちゃんと右手に縄を持って左手には処理をする器具を持ち運んでおられる方も増えていることは多くの方が認識しているわけですが、逆に、そういうことをしない方が目立って、「非常にけしからん。それは特定の人である」というようなお声を

聞いたりするわけであります。

そこで、具体的に、本市において、例えば、この平成 22 年度でも 21 年度でもいいんですけれども、具体的な数が上がっているのか。それから、具体的にいつ・どこで・どんな啓発の取り組みをされたのでしょうか。

◎石橋部長

今、御質問いただきましたふん尿に係る苦情件数は、相当数あるということとは分かってるんですが、その内訳については、手元にございませぬ。

◆吉田委員

京都市の方針として、どのような対策をこれから考えていらっしゃるのか。例えば、城陽市では罰則も明記した条例を制定されまして、他都市からも注目をされているということでもありますし、10 や 20 を下らない数の都市で「ふん害」を予防する条例が制定されています。実際には、必ず処理具を持って散歩に出なければならないとか、あるいは、路上や公共施設で飼い犬がふんをしたときは必ず持ち帰り洗わなければならないとか、それを犬に限定せずに猫にも規定しているというような内容も色々あります。

本市においては、法整備を含めた対策の取り組みはどのようにお考えなのか、これをお聞きしたいと思います。

◎石橋部長

犬、猫のふん尿の現状でございませぬけれども、大分良くなっているというのが実感だと思います。ただ、決まった方が頻繁にそういうことをされるケースが多いというようなことでございませぬ。

他都市でそういうふん尿についての防止の条例を作っている所があるということで、我々と致しましても、環境保全の観点からも、一度研究をさせていただきたいなと思っております。

◆吉田委員

御答弁いただきましたように、他都市の成果は色々と研究をしていただきたいと思うわけでありませぬ。

真面目に犬の世話をされて、モラルを守っておられる方からしたら、一部のモラルを守らない人が地域に迷惑を掛けて、犬を散歩される方全員がそんなような目で見られることは心外であるという風に御意見もお聞きしています。

したがいまして、どうか、他都市以上に効果を発揮できるような京都市の先進的な取組を大いに期待を致します。

平成24年(2012) 5月22日 まちづくり委員会

◆吉田委員

(略) 高齢者の皆さんや子供たち、また子育て世代のお母さん方、いろんな世代の方々にとっての憩いの場である公園についてですが、その中で特に「ふん害」の声が寄せられています。犬や猫のふんが放置されているという問題でございます。

上京には京都御苑がありますので、その京都御苑に行く途中の路上でもよく落ちていまして、その周辺の方から声が寄せられます。また、京都御苑内もやはり落ちているんですけれども、それはもう様々な警備の方が取り組まれたり、またボランティアの活動をされていますが、周辺の地域の路上には落ちておるといのがよくお聞きします。

また、公園デビューされたようなお母さん方からも、公園の中でのふん害に関しての声もお聞きをしております。

そこで、この建設局が関知しておられる公園内におけるふん害の実態です。苦情の通報件数等々を把握していらっしゃるのでしょうか。

◎大嶋水と緑環境部長

公園における「ふん害」ということでございますけれども、実態につきましては、私どもでよく把握しているのでは、砂場の話がございます。猫等が夜中に来てふんをして行ってしまうと。小さいお子様が分からないままに触ってしまったり、遊んでいるときにそういう不衛生な状態で触れてしまったりするということで、そういう苦情は昔からあるということで把握しております。

実数として砂場での「ふん害」というところでは、ちょっと今、手元にはございませんけれども、一定、把握しているところでございます。

それから、例えば最近入っている苦情で言いますと、犬の放し飼いということで、リードでつながれている場合は「ふん害」と言いますか、そういうこともないとは思いますが、飼い主の方も注意されているとは思いますが、放し飼いでされる場合がございます。そういう場合に、「ふん害」もそうですし、ほかの第三者の方に迷惑を掛けたりということも予測されますので、そういう意味でリードは付けていただくというようなことで指導なんかもやっているところでございます。

実態として何件というところまで手元にはございませんけれども、そういう形で状況としては把握しておりますし。苦情があればそれにつきまして対応させていただいている状況でございます。

◆吉田委員

恐らく、市民の皆さんももう見聞きするけれども、一々行政に通報しないと。せやけど多いなと思うし、市民の方々同士で色々しゃべるときも、「あっ、そう言ったら内の近くもあったわ」というように、潜在的に非常に嫌悪感を持ち、何とかしてほしいと思っておられるけれども、通報というところまで至らないというのがほとんどではないかと思うんです。

例えば、この市役所の本庁舎の押小路から入るところの階段に、1週間ほど前に犬のふんが落ちていたんです。入るとき、私もうわっと思って通りすぎたんですけども、帰りしなに見たら誰かが踏んだ後があったと。誰かが被害を受けられたというのがありまして、通報しておけばそういう被害を受ける方がいなかったの、私も心が少し痛んだんです。つまり私も含めて多くの発見者は、見たけども通報するまでに至らなくて、結局、誰も具体的なアクションを起こさず、それこそ放置されていたということであります。

そういう「ふん害」が日本中、そして京都のあちらこちらで起こっているということを私は痛感しております。

したがって、少なくともこの京都市における様々な局が連携を取っていただきたいのです。建設局も公園における「ふん害」においてこんな実態がある、そしてまたそれぞれが、文化市民局やら、また都市計画局やら保健福祉局で、それぞれがまた把握しておられる「ふん害」でこのような状況があると。従って、どのような対策が必要なのかというような対策を採っていただくような方向性も、私は今後必要になってくるということを指摘したいと思いますが御見解をお聞きして終わります。

◎大嶋部長

「ふん害」と言いましたが、先ほど言いましたように犬、猫ということでございまして、ちょっと対策ということでは、砂場でございすけれども、京都市内で847の公園のうち約700箇所ほど砂場がございまして、今、先ほど述べましたような事例がございまして、直営では砂のかくはんや入替え、それから当然ふんの状況確認ということもやっております。

それから、最近に整備している公園ですと、もしくは平成16年からちょっとやり掛けているんですけども、猫センサーを付けて、猫が近寄らないようにするでありますとか、砂場に一定のフェンスを設けまして、そのフェンスの一番上に丸いプラスチック製の物を付けまして、要はそのフェンスを乗り越えられないようにしている公園もございまして。今年整備した千石荘公園もそういう形でやっております。

そういう整備でありますとか、それから砂場にネットをかぶせる、それから

ネットでなくてもふんができないような形で覆いをしてしまうというようなこともやっております。できる範囲、それはハードと言いますか、そういう形になるかと思えます。

それから、やはり不衛生ということもございますので、立て看板を立てるでありますとか、啓発も当然、事務所でやっていきたいと思っておりますし、口頭的な指導と言いますか、見掛けた場合は我々の二月で全ての公園を巡視して回っておりますので、もちろん見掛けたときも注意をしたいと思っておりますし、そういう形で関係する局とも、もしそういうことであれば情報交換も考えたいと思い、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

平成25年（2013）3月13日 予算特別委員会市長総括質疑

◆吉田委員

（略）3点目は、犬や猫のふん尿の対策につきましてお聞きをいたします。

ある日、私が市役所で仕事をしておりましたら、議員団室に1本の電話がありました。「あんたら、自転車条例をつくって頑張ってはるかもしれんけども、それで終わりでっか」という風なことがございまして、頑張りますとのお答えしますと、「ふん害の対策もしっかりやってもらわんと困ります」という御意見であつたわけでございます。

地域を歩いて、さわやか訪問活動という名前で色々活動しているときも、「吉田さん、折り入って話があるんです。犬や猫のふん尿が、昔と比べたらましやけども、それでもマナーが悪い。何とかありませんか」というお声も頂いたわけでございます。

今後、高齢化時代の中で、子育て世代の方々が京都市に住みたいと思っただけのためにも、その施策の一つとして魅力的な公園を充実していかなければなりません。公園の美化や地域衛生の側面という点からも、「ふん害」対策は非常に重要であるということをお願いを申し上げます。

局別質疑で保健福祉局に質問させていただいたところ、保健センターに寄せられた苦情は平成23年度409件、24年度は上半期だけでも239件ということがあります。しかし、これらは氷山の一角ではないでしょうか。

現地調査したところ、地元の小学校の周辺でも一杯発見して、その都度パシッパシッと写真を写していたんです。それをカラーコピーして皆さんに見せるわけには、ちょっと対象がアレなもので、できませんけれども、公園の愛護会からも寄せていただいている声が「美化の推進を」というお声が4分の3を超えている状況でもございますので、本格的に「ふん害」の対策に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

保健福祉局や建設局・環境政策局・そしてまた区役所等々、複数局にまたがるお取り組みかと思えますけれども、しっかりと「局を越えたプロジェクトチーム」を作っていただいて、きちとした責任の所在を明確にさせていただいて、本格的な実態調査と具体的な対策の協議を開始していただくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎星川副市長

犬、猫のふん尿の害の対策でございます。

委員から御指摘がありましたように、犬、猫のふん尿に関する苦情、これは多数寄せられております。犬は、いま紹介がありましたように400件、猫については700件と。犬、猫に関する苦情のうちかなり、6割・7割がこの苦情

でございます。

これに対応して、現在は家庭動物相談所、それから公園等を管理しております建設局が主に対応していますけれども、四つの対応になっております。苦情が寄せられたときに、飼い主が分かるといったときには、保健センターの職員がそのお宅へ行って、「こういう形で飼ってください、近所からも苦情が寄せられています」ということでのお願いをしている。それから、飼い主が分からないけど、大体この辺りの犬、猫という場合には、チラシをその辺り全戸にまくというのと、広報車で犬のふん尿についての始末をお願いすると。こういう広報でお願いをするということもやっております。さらには、それは一時的なものになりますので、これが新しいデザインですけれども、これより少し大きくしたようなポスターと言いますか、掲示板を作っています、これをその地域に掲示していただくというような取組をしております、かなりきめ細かく、この掲示板については780 ぐらいの所で掲示してもらっているというようなこともやっているわけですが、依然として、なかなか減る傾向にないということもございます。

これは、基本的には飼い主のマナーということになろうかと思いますが、行政として、やはりもう少し体系的に取組をしていく必要があるという風に思っております、いま委員からお話がありましたけれども、それぞれに苦情があったら、そこが対応するということになっています。公園の砂場の「ふん害」が、ということになったら、公園を管理している建設局が砂を換えたりの方策という形でのことになっていますので、今後、保健福祉局、それから建設局、さらには区役所も一緒になりまして、連絡会議的なものを作って、まず様々な実態についての情報共有をその地域ごとにして、どういう風な系統的な対策を打っていくのか、これについては各地域によってそれぞれ実情が違いますので、その実態に合った対応を採っていききたいと。ぜひ今後、力を入れていきたいという風に思っております。

平成25年(2013) 4月23日 くらし環境委員会

◆吉田委員

(略) 道端に落ちている犬猫のふん尿の対策が私の今年のテーマでございます。現地調査を色々しております。(略) 市民に身近な区役所では今、どんな対応をされているのか。保健センターと連携を取ってしておられると思うんですけども、なかなか実態把握は困難だと思うんです。したがって、今後どんな形で、今までもしっかりされていて、今も区役所としても保健センターと連携してしているけれども、こういう課題を認識して進めようとしていますという点は、どのような現状でしょうか。

◎三宅地域自治推進室長

犬猫のふん尿対策、特にふんだと思うんですけども、これについての区役所、保健センターを含みます区役所の対応でございますが、私ども、やはり市民の多くの方から、件数でいきますと各区の保健センターと保健福祉局の家庭動物相談所に寄せられる苦情・相談が、犬猫合わせて年間1,100件程度あったと認識しております。そのうち、区役所には、これは多くは保健センターの方に入ってくるんですけども、広く区役所の中で区民の皆さんの相談機能を備えております地域力推進室の方にもお電話が入ってくるということでございます。

そういった場合については、飼い主が特定できるような、これはまれだと思うんですけども、そういった場合には、保健センターの指導担当職員が直接出向いて御指導を申し上げるということもございますし、多くは、犬がふんをしたままほったらかしになっているということでございますので、その処理等について、環境政策局の方とも調整して、場合によってはそういう処分もするというような対応を行っているという認識をしております。

◆吉田委員

以前に、懇意にいただいている会社さんにお伺いしたときに、すぐ隣の場所に「ここは犬や猫のトイレではありません」という貼り紙が貼ってありました。社長さんに聞くと、「本当にこの辺の地域は多くてみんな困っています」とおっしゃっていました。「大変やな」とそのときは思ったんですけども、自分の事務所の向かいの電柱に、実際に犬のふんが放置されていて、それを踏みかけて、「もう他人ごとではない、多くの人が本当に困っているんだな」と実感しました。

ある喫茶店におりますと、「吉田さん、何とかしてえな」とこの問題を言われたこともありました。

そういうこともあったもんですから、地域でいろんな方々とお会いするとき

とか、意見交換するときとか、あるいは色々集まる場で御挨拶して終了後に懇談するときとかに、私の方から「どうですか」って聞くんです。向こうから言われるケースも稀なんですけども、こちらから投げ掛けますと、ほとんどの方は「実は見ている」とか「近所にもある」とかというのが多いんです。しかも、上京区でしたら京都御苑の行き帰りの道が非常に多いです。これからもっと本格的に現地調査しようと思っっているんですけども。

梅小路公園の近所にも多いです。だから、公園の中でははばかれるのか、色々あるのか、あるいは建設局が掃除しているのか知らんけど、そんなに目立たへんのですけれども、行き帰りの道中に、行きがけの駄賃みたいに犬猫にふんをさせて処理せんと帰りはるわけです。

本当にこの問題は、私も被害に遭われた方と同じように「憤慨」しているわけでございます。

したがいまして、ぜひ局を横断して、対策していくプロジェクトチームもしていただくような検討をしていただきたい。建設局・保健福祉局そして文化市民局・環境政策局等とでそれぞれ関係するんですけども、お互いが情報交換しながら、責任の所在もそれぞれ明確にしながら力を合わせていただいて、融合の精神でしていただくということを御提案申し上げたいと思います。是非御検討をいただきたいので、その点の御答弁をいただいて終わります。

◎三宅室長

先生の方から、地域の方の大変御迷惑されているお声を頂戴しました。

私自身、飼い主の方はたくさんいらっしゃるしまして、多くの方は適切に処理をされている、このことは公衆道徳ということを感じているということと合わせて、やっぱり家族同然にペットをお考えになっていて、そのペットが他の人に迷惑掛けない、これは自分のペットに対する愛情を注いでおられる、このように思っております。

しかしながら、先ほどの数字を申し上げましたとおり、一方で御自分の飼っておられるペットに対して、無責任な方がいらっしゃるのも御指摘のとおりであります。

そういった犬猫の飼い主がいらっしゃるのにふんが放置されているというものを間近に見た一般の市民の方は、飼い主に対する憎悪感と共に、ともすれば動物そのものに対する憎悪感を抱かれる可能性もあると考えますと、やはり広く飼い主さんのエチケットが動物愛護につながるんだといった観点からも、一つは、私どもといたしましても、動物の適正指導管理並びに愛護を所管しております保健福祉局とも十分連携して、まずは必要なそういった啓発を進めていく必要がある、一層強めていく必要があると考えております。

それから、区役所での対応でございますが、先生の方からプロジェクトチームという御提案を頂戴しました。現在の仕組みにおきましても各区に区行政推進会議というものを設置しておりまして、これは区域に所在する関係行政機関で組織しております。そういった仕組みも十分活用しながら、必要に応じて今御指摘いただいたような犬猫等のふん対策について、区行政推進会議での一つのテーマに上げるなどして、十分に区役所・保健センターを含む区役所、それから土木事務所・まち美化事務所が構成員になってございますので、こういった所で十分情報交換を行って、適切な対応が行えるような運用を目指してまいりたいと考えております。 以上です。

平成26年（2014）2月21日 本会議代表質疑

◆吉田議員

（略）次に、犬や猫のふん尿被害、いわゆる「ふん害」の対策についてお聞きします。私のもとに、犬などのふんが路上や公園などに放置されているとの声が寄せられています。保健センターに寄せられた苦情は、平成24年度の集計では犬442件、猫561件という数値ですが、氷山の一角ではないかと思います。なぜなら、多くの市民は余程ひどい被害でない限り行政に通報せず、雨で流れるのを待つか自分で水をまいているケースがほとんどで、実態の全容把握は困難だからです。私自身、地元を自転車で移動する際に気をつけて道路を見ると、1日に1回は必ず発見します。ある会社では、「ここは犬のトイレではありません」という紙が塀にあるので社長さんに聞くと、あまりに頻繁なので業を煮やして貼ったとのこと。

ひと昔前と比べて飼い主の清潔なまちづくりへの意識が向上し、散歩の際にふんを処理する器具を持っている人が増えています。しかし、減少したとは言え全く無くなった訳ではありません。自分の家の前にふん尿を放置された人の不快な気持ちに思いを馳せ、踏み込んだ対策を打つべきであると申し上げたい。

その思いで私は、3年前の教育福祉委員会で城陽市のふん害防止に関する条例などの先行事例を紹介して法整備の必要性を訴えたことを皮切りに、各委員会の場で議論を重ねてきました。その中で、昨年3月の予算特別委員会市長総括質疑において、部局の壁を越えたプロジェクトチームを作って責任の所在を明確にし、実態調査と具体的施策を協議するべきであると論じたところ、12月に庁内横断の「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」が発足。二つの分科会に分かれて本格的な協議が開始されました。一歩前進であり、大いに期待したいと思います。

京都府の動物の飼養と愛護に関する条例では、飼い主に公共施設を汚さないように義務付けていますが、具体的な対策は基礎自治体に任せるという方針のため、城陽市や木津川市、久御山町ではタイトルに「ふん害」と明記した条例を制定して、明確な理念と責務、具体的な施策を明らかにしており、全国でも約450の自治体で既に施行されています。昨年の8月、私は全国で最初に罰則付きの条例を施行した城陽市を現地調査しました。駅前や大型公共施設の近辺を歩きましたが、道端にふんは見当たらず、犬を連れて散歩中の方も処理用の器具をお持ちでした。見晴らしのいい箇所には幾つかの看板もありました。地元の議員さんとも話しましたが、「ふん害」に関する声は余り寄せられていないとのこと。条例は一定の効果を発揮していると感じた次第です。

ただし、義務を課して規制するだけでなく、行政側も市民に協力していただくための目に見える施策を実施することが必要であると考えます。この点、参

考になるのが京都市と同じ国際観光都市であるパリ市です。私は、海外行政調査団の一員として、昨年7月28日から8月5日までドイツ、フランス、イギリスの動物愛護政策を現地視察した折に、パリ市で取り組まれた「ふん害」対策を学びました。この20数年間、ふん処理専用スタンドを設置するなどの社会実験を繰り返したうえで、現在は刺激的な内容のポスターを作製するなど啓発の強化を図るとともに罰則を課した条例を施行し、毎日80人の担当者が市内パトロールを実施しています。同時に、飼い主がふんを家に持ち帰らなくてもよいように、市内3万ヶ所に透明のビニール袋を8メートル間隔で設置して毎日収集しています。

パリと同じことをするべきと言うつもりはありません。しかし、中途半端にせず徹底した具体策にチャレンジしていく中にこそ、市民のニーズに合った施策が形成されていくのだと痛感しました。その意味では、現在プロジェクトチームが実施しようとしているアンケート調査で市民から寄せられる生の声を、是非とも積極的に取り入れていただきたいと申し上げます。

本市は 26 年度予算で、「京都動物愛護憲章」の策定を計上しました。これは平成 24 年 2 月議会で我が会派の大道議員と曾我議員が提唱したもので、人と動物が共生する社会を市民ぐるみで構築する機運が促進されると期待されています。美しいまちづくりのため、「ふん害」対策のマナー向上への理念を京都動物愛護憲章にどのように反映させていくとお考えでしょうか。お答えください。あわせて、京都市の地域特性に合った実効力のある条例の制定と、それに向けた具体的な「ふん害」対策の検討に着手していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎門川市長

吉田議員のご質問にお答えいたします。(略)「ふん害」対策についてでございます。悠久の歴史の中で培われてきた美しいまち・京都は、市民の皆さんの門掃きにも表れるように、自らのまちを誇りに思い、他者を思いやる行動ができる品格のあるまちであります。しかし、犬や猫のふん尿の放置は世界一美しいまちを目指す京都の美観を著しく損なうだけでなく、生活環境の悪化にもつながる憂慮すべき事態であり、人と動物とが共生できる、潤いのある豊かな社会を目指す本市にとって喫緊に解決しなければならない大きな課題と考えております。

このため、私は、昨年 12 月 1 日付けで「犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム」を設置し、人と動物との共生やまちの美化、生活環境の保全等、様々な観点から総合的に実効性のある対策を全庁一丸となって検討するよう指示し、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

プロジェクトチームでは、飼い主のモラルの向上とふん尿の抑止と除去のそれぞれの観点から効率的に検討を進めていくために二つの部会を設置して犬のふん尿の放置を禁止している、いわゆるまちの美化推進条例をはじめ、本市においてこれまで実施してきた取組や全国各地の事例の検証を行うとともに、地域での実態やふん尿被害に関する意識等を把握するため市民アンケート調査を実施することといたしております。

これらの結果を踏まえ、京都の市民力・地域力を生かして、飼い主の意識を変革させる働き掛けやマナー違反を許さない機運の醸成、発生したふん尿の除去等、有効な方策をできるだけ早期に実施するとともに、こうした対策の実効性を高めるため条例の在り方についても検討を進めてまいります。

こうした中、吉田議員御指摘の「京都動物愛護憲章」については、動物を飼っている人もいない人も、お互いの立場を尊重し合い、人と動物とが真に共生できる社会の実現に向け、全ての市民が共有できるものとする必要がございます。このため、憲章において、動物を最後まで責任を持って飼うことや飼っている動物が人に危害や迷惑を掛けないようにすることはもとより、飼い主として当然に果たすべき責務としてふん尿の放置により生活環境を悪化させないことを明確にうたってまいります。以上でございます。

【添付資料】（2）

○他都市の「ふん害」対策条例

「徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」
（平成 13 年 12 月：徳島県徳島市）

「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」
（平成 17 年 4 月：京都府城陽市）

「日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例」
（平成 18 年 3 月：栃木県日光市）

「佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例」
（平成 19 年 4 月：佐賀県佐賀市）

「早島町愛護動物のふん害等の防止に関する条例」
（平成 23 年 3 月：岡山県早島町）

※全国の自治体で制定されている「ふん害」に関する条例を調査したうち、参考になると思われる分を摘出して掲載させていただいた。

徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例

平成 13 年 12 月

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するもので、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨てることをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 容器、包装紙等に収納した飲食物又はたばこを製造し、又は販売する者をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、河川、公園その他公共の場所及び自己が所有し、又は管理する土地以外の土地をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (8) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (9) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。
- (10) 犬のふん害 飼い犬のふんの放置により、公共の場所等を汚すことをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、市が実施するポイ捨ての防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識啓発その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施するポイ捨ての防止に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第 6 条 飼い主は、市が実施する犬のふん害防止に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第 7 条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬が公共の場所等にふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(回収容器の設置義務)

第 8 条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の再資源化に努めなければならない。

(勧告)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 10 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(規則への委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 12 条 第 7 条の規定に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。
- (2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例

平成 18 年 3 月

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (2) ふん害等 ふん及び尿により道路、河川、公園、学校その他の公共の場所及び他人の土地、建物等(以下「公共の場所等」という。)が汚されることにより市民の良好な生活環境が損なわれることをいう。
- (3) 飼い主 飼い主の所有者(当該所有者以外の者が飼養管理するときは、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、飼い犬のふん害等の防止に関し啓発その他の必要な施策(以下「施策」という。)の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、飼い犬のふん害等の防止に関しその理解に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(占有者等の責務)

第 5 条 土地を占有し、又は管理する者(以下「占有者等」という。)は、飼い犬のふん害等により当該土地がみだりに汚されることのないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(相互協力)

第 6 条 市、市民及び占有者等は、飼い犬のふん害等の防止に当たっては、相互に協力し、及び連携するよう努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 7 条 飼い主は、飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬のふんを処理するための必要な用具を携行すること。
- (2) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。

- (3) 飼い犬の尿により公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼすことのないよう適正な処理をすること。

(指導及び勧告)

第 8 条 市長は、飼い主が前条各号の規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対し必要な指導を行い、これに従わないときは、必要な勧告を行うことができる。

(命令)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 号又は第 2 号に違反している場合において、前条の規定により勧告を受けた飼い主が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該飼い主に対し期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第 11 条 第 9 条の規定による命令に違反した者は、3 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、当分の間、合併前の今市市の区域において適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の今市市飼い犬のふん害等の防止に関する条例(平成 14 年今市市条例第 35 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 19 年 4 月

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの適切な処理について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。

(2) 飼い主等 飼い犬を所有する者又は飼養管理する者をいう。

(3) ふん害 公共の場所、公共施設及び飼い主等以外の者が占有する土地、建物等に飼い犬のふんが放置されていることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ふん害の予防に関する市民への啓発、ふん害の予防その他の必要な施策を実施することに努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、ふん害が生じないよう市が実施する施策に協力するものとする。

(飼い主等の責務)

第 5 条 飼い主等は、ふん害が生じないよう飼い犬の良好な飼養管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 飼い犬を当該飼い犬の管理場所から連れ出す者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬のふんを回収するために必要な器具を携行すること。

(2) 飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを直ちに回収すること。

(指導及び命令)

第 7 条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 市長は、飼い犬がふんをしたときにおける当該ふんの回収に係る前項の指導に、正当な理由がなく従わない者に対し、当該指導に係る措置を命ずることができる。

(調査)

第 8 条 市長は、前 2 条の規定の施行に必要な限度において、必要な調査をすることができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 1 0 条 第 7 条第 2 項の命令に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

早島町愛護動物のふん害等の防止に関する条例

平成 23 年 3 月

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い主の責任としての愛護動物のふん及び尿の処理に関し必要な事項を定めることにより、愛護動物のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛護動物 犬、猫その他飼養管理されている動物をいう。
- (2) ふん害等 ふん及び尿により道路、河川、公園、学校その他の公共の場所及び他人の土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）が汚されることにより、町民の良好な生活環境及び環境美化が損なわれることをいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (4) 占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 飼い主 犬、猫その他飼養管理されている動物の所有者（当該所有者以外の者が飼養管理するときは、その者を含む。）をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、愛護動物のふん害等の防止に関し、啓発その他必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、その実施に努めるものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、愛護動物のふん害等の防止に関し、その理解に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(占有者等の責務)

第 5 条 占有者等は、愛護動物のふん害等により当該土地がみだりに汚されることのないように努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(相互協力)

第 6 条 町、町民等及び占有者等は、愛護動物のふん害等の防止に当たっては、相互協力し、連携するよう努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 7 条 愛護動物の飼い主は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 公共の場所等において愛護動物を移動させるときは、ふんを処理するための用具を絶えず携行すること。
- (2) 愛護動物が公共の場所等でふんをしたときは、当該ふんを直ちに回収すること。

(3) 愛護動物の尿の臭い及び汚れにより、他人に迷惑を及ぼしたときは、水をかける等適正な処理をすること。

(指導及び勧告)

第8条 町長は、飼い主が前条の規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対し必要な指導を行い、これに従わないときは、必要な勧告を行うことができる。

(命令)

第9条 町長は、第7条の規定に違反していることにより、前条の勧告を受けた愛護動物の飼い主が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条の命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。



吉田たかお事務所
2014